

# 国立大学法人島根大学における公的研究費等に関する不正防止計画

平成20年10月 1日

公的研究費等不正防止計画推進室

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）の趣旨や内容を踏まえ、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の適正な使用を徹底するため、次のとおり不正防止計画を策定し、その内容について確実に実施する。

## 1. 適正な予算執行の管理

公的研究費等の予算執行状況を把握し、予算執行が年度末に集中したり、執行の遅れがないか財務会計システム等を通じて常に把握に努め、問題が生じている場合は、必要に応じて研究者等にその理由等を確認するとともに、早期執行を促す。

## 2. 物品等検収

- ① 本学に納入されるすべての物品は、「全学業務支援室」（松江地区）及び「医療材料センター」（出雲地区）において、検収を実施する。
- ② 物品検収の事務の流れについては、学内関係者及び納入業者に周知・徹底を図る。

## 3. 旅費の事実確認

出張事務担当課・係は、無作為の抽出による出張の事実確認を不定期に実施する。

## 4. 謝金の事実確認

- ① 業務従事者（学生等）は、日々の業務終了後、業務依頼者（研究者）に業務内容及び勤務時間の確認を受け、業務依頼者（研究者）にあつては、速やかに一月分を取りまとめた実施報告書等を学部等事務担当者に提出し、学部等事務担当者は、提出された実施報告書等により、その業務内容等の確認を行う。
- ② 予算責任者（学部等事務担当者）は、必要に応じて業務従事者（学生等）本人から直接勤務状況等の事実確認を行う。

## 5. 研究者等への意識の徹底

- ① 本学の研究活動における行動規範に基づき、研究に携わる全ての者は自ら研究倫理の意識の高揚に努めるとともに、全学を挙げて不正使用防止に係る諸規程等の周知徹底と説明会等による啓発活動に取り組む。
- ② 競争的資金等に採択された研究者からは、関係規則等を理解しこれを遵守する旨の確認書（誓約書）の提出を求める。

## 6. 不正防止計画の点検・評価

上記の項目は、公的研究費等の不正使用の防止のため当面取り組むべき措置を掲げたものであることから、公的研究費等不正防止計画推進室は、常に公的研究費等に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、その見直しを図る。